

木更津市告示第105号

騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により、区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

木更津市長 水越勇雄

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考のa区域、b区域及びc区域	市長が定めた区域
a区域	平成24年木更津市告示第103号に定める第一種区域
b区域	平成24年木更津市告示第103号に定める第二種区域
c区域	平成24年木更津市告示第103号に定める第三種区域及び第四種区域